# 半導体展示会 SEMICON Taiwan 2025 への宮城県内企業出展募集案内

## 1　概要

県は、半導体関連産業への参入を希望する県内企業の支援のため、令和７年９月に台湾で開催される「SEMICON Taiwan 2025」内の宮城県ブースへ出展を希望する県内中小企業等を募集します。当展示会は、台湾で唯一の半導体専門展示会であり、世界でも最大規模の半導体専門展示会です。半導体産業における製造技術、パッケージング、装置、材料等の関連技術・製品がカバーされます。

○SEMICON Taiwan 2025　概要
名　　称　SEMICON Taiwan 2025
会　　期　2025 年 9 月 10 日(水)～9 月 12 日（金）（３日間）
開 催 地　台湾台北
会　　場　台北南港展示センターホール 1&2（TaiNEX 1&2）
主　　催　SEMI（国際半導体製造装置材料協会）
出品対象　半導体製造装置、材料、部品、パッケージ、MEMS・センサー、フレキシブルハイブリッドエレクトロニクス（FHE)、IC デバイス応用、システムインテグレーション、IoT・民生機器製造
開催実績　来場者数 ： 85000 人／出展社数 ： 1100 社　（2024 年実績）
Ｕ Ｒ Ｌ　https://www.semicontaiwan.org/en/

○宮城県ブース
主　　催　宮城県
規　　模　36 ㎡(6m×6m)
位　　置　TaiNEX2　１階　Q6152

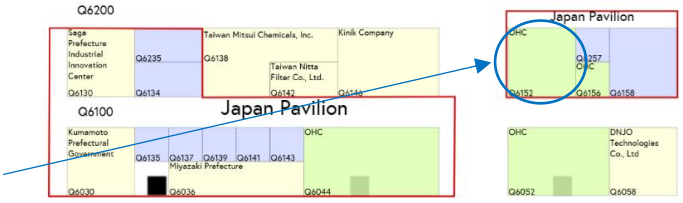


## 2　出展支援対象者数等

募集する出展者の事業者数、条件等は以下のとおりです。

（１）募集者数　４事業者程度

（２）条件等

イ　自社が保有する技術の高度化や自社製品の販路拡大、その他主に技術力の PR 等に意欲のある県内に登記簿上(個人事業主の場合は住民票上の所在地)の本店又は事業所(支店、営業所、事業所、店舗又は工場)を有する中小企業等（中小企業等とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項各号に掲げる者をいう。）

ロ　展示会の出品分野に合致する製品・技術・サービスを有する日本の企業であること。

ハ　本展示会出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること。

ニ　出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的であること。

ホ　会期中の全日程で出品すること（会期途中で撤収しないこと。）。

ヘ　会期中の全日程で担当者１名以上が常駐すること。
ト　事業者に商談のフォローアップができる輸出または海外事業担当者がいること。
チ　宮城県が実施する各種アンケート等に必ず協力すること（出展後、10 月以降においても、商談状況等について県から随時ヒアリングを実施する予定です)。
リ　宮城県が行う広報等に協力できること。
ヌ　下記のいずれにも該当しないこと。

| |
|---|
| ①暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。） |
| ②暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業者等 |
| ③暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配する事業者等 |
| ④暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している事業者等 |
| ⑤事業者、事業者等が法人である場合は当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている事業者等 |
| ⑥役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者等 |
| ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者等 |
| ⑧上記①から⑦までに規定する事業者等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている事業者等 |

ル　県税に未納がないこと。

（３）審査等
候補者選定にあたっては「５　審査項目等」に従い審査を行います。

## ３　出展者への支援等

（１）出展者への支援内容
イ　展示スペース(約 36 ㎡を４社で分割)
ロ　日中通訳(４社に対して、２名手配の予定)
ハ　基本備品(予定)：社名展示パネル、モニター、受付兼展示台、椅子２脚、スポットライト２点、コンセント２点、ごみ箱１点等)
ニ　出展者紹介チラシ(A4 表に４社掲載)
ホ　出展者向け説明会の開催(８月上旬頃予定)

（２）自己負担となる費用等
自己負担となる費用等については、以下のとおりですが、項目により一部県の支援等があります。

イ　基本装飾以外のブース装飾、追加レンタル備品、追加電源にかかる経費
ロ　出品物にかかる輸送関連経費、保険料、関税および消費税等
ハ　出品者の渡航費（海外旅行保険、空港からの移動費等を含む）および宿泊費
ニ　その他（１）に定める以外の経費

## ４　申込方法等

（１）申込方法

下記の宮城県電子申請システム LoGo フォームからお申込みください。
電子メール、郵送や窓口での申請は受け付けておりませんので、御了承ください。

申込フォーム（下記 URL 又は右の QR コードからご確認いただけます。）
https://logoform.jp/form/GQGB/1003137

（２）上記申込においては、フォームに必要事項をご記入いただくほか、下記書類をアップロード願います。
イ　出品（予定）に関するカタログ
ロ　申請者の会社案内・定款の写し（法人の場合）、住民票（個人の場合）の写し又は履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)、決算報告書の写し（直近３期分。３期を経ていない場合は、設立後すべてのもの。）
ハ　製品概要（日・英又は中）
ニ　県税の納税証明書の写し

（３）申込先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町３丁目８－１（県庁舎 14 階）
宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室国際ビジネス推進第一班
メール：gb1@pref.miyagi.lg.jp

（４）申込期限　令和７年５月２２日（木）午後５時必着

## ５ 審査項目等

（１）審査項目

出展支援申請書（上記申込フォーム）の内容について、以下の審査項目について総合的に審査、選定を行います。
イ　出品目的、生産地
ロ　海外事業展開計画
ハ　輸出体制
ニ　現地出品対応
ホ　外国語対応
ヘ　商品の有望性

（２）選定通知

審査結果について、６月上旬に書面にて通知します。

## ６　その他

（１）出展者について

イ　選定後の出展取消は､やむをえない事情による場合以外は認められません｡また、出展支援対象者都合による出展取消しにより生じた一切の損害について、県は責任を負いません。

ハ　展示会出展における出品及び資材等の盗難、紛失、火災、破損並びに展示会会場にて発生した人的災害等による一切の損失又は損害について、県は責任を負いません。

ニ　展示会出展おける自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備、会場等の建造物若しくは人身等に対する一切の損害について、県は責任を負いません。

ホ　展示会出展中の天災、その他不可抗力による会期の変更・中止によって生じた候補者及びその関係者の損失又は損害について、県は責任を負いません。

ヘ　展示会会期中及び会期後の出展支援対象者と来場者との面談・契約内容等について、県は責任を負いません。

（２）注意事項

イ　現地情勢等を踏まえ、主催者や県の判断により出展中止又は延期となる場合があります。

ロ　出展中止又は延期となった場合においても、本展示会への参加のために出展支援対象者が支出した費用及び出展中止又は延期に起因若しくは関連する一切の損害について、県は補償しません。

ハ　本案内書記載の内容は、現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

## ７　問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町３丁目８－１（県庁舎 14 階）
宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室国際ビジネス推進第一班
電話：022-211-2962　FAX：022-268-4639
E-mail：gb1@pref.miyagi.lg.jp